

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第5回飯塚市個人情報保護審議会
開催日時	令和4年10月21日(金) 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	飯塚市役所 本庁舎2階 201会議室
出席委員	井上(道)委員(会長)、岡松委員(副会長)、下村委員、田中委員、柴田委員
欠席委員	井上(節)委員
事務局職員	手柴総務課長、橋本課長補佐、向野
実施機関職員	同上
会議内容	<p>「防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の改正に伴う防犯カメラ設置数の変更について」報告</p> <p>29 飯総総第 569 号の個人情報保護審議会意見において、「当該要綱改正後に増設された防犯カメラについては、年に一度個人情報保護審議会に報告を行うものとする。」とされたものに基づく報告。</p> <p>【報告内容】</p> <p>①防犯カメラの設置台数 追加 21 台(施設等の新設によるもの) 削減 21 台(施設の改修により一時的に減少) 総数 250 台より変更なし</p> <p>②管理責任者の変更 5 か所(組織機構改革によるもの)</p> <p>「個人情報の保護の法律の改正に伴う個人情報保護制度における対応について」</p> <p>1. 「飯塚市個人情報保護条例の改正に関する市民意見募集」の結果報告に対する意見</p> <p>【定義・理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例第1条に規定される、飯塚市の個人情報保護に対する理念等は明記すべき。規定することで法に抵触するのか。 ⇒しない。ただ、法と重複する部分は削除しており、該当部分は法第三条と重複すると考える。 ・ 改正条例案が分かりにくい。法を理解した前提での条文になっているが、市民は法をそもそも知らない。可能な限り分かりやすい

改正条例にすることを審議の基本姿勢にしてほしい。

【審議会の役割】

- ・従来諮問してきた事項を今後審議会にかけないのであれば、国の個人情報保護委員会に諮問をするのか。

⇒助言を求めることはできるが、諮問をするものではない。

今後は市で判断し、事後報告及び公表を行う。

- ・市民は行政の恣意的判断を懸念するかと思う。
- ・法の仕組み上、事前に諮問はできないが、飯塚市はきちんと事後報告して、その取扱いに対して審議会が意見できるようにしている。

【要配慮個人情報・条例要配慮個人情報】

前回審議通り。意見無し。

【取扱いの制限(収集・外部提供・目的外利用等)】

- ・審議会機能は継続するが、従来諮問が規定されていたものがなくなる理由については、市民が納得するよう改正条例の解説の中で丁寧に説明してほしい。

【行政機関等匿名加工情報】

意見無し。

【開示請求等】

- ・死者の個人情報について、個人情報とは別の条例を定めるかは今後の課題か。

⇒飯塚市は要綱を定めて、現状水準を維持して運用する予定である。

【個人情報ファイル簿】

意見無し。

2. 検討個票審議

【実施機関、事業者の責務について】

1 対応の方向性(案)

双方とも現行条例と改正法及び基本方針に相違はない。しかしながら、これまで現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割を踏まえ、新条例においてもそれぞれの責務規定を定めるものとする。

2 質問・意見

- ・当然、残すべき条項である。

【市民の責務について】

1 対応の方向性(案)

改正法に市民の責務規定はないが、これまで現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割を踏まえ、新条例においてもそれぞれの責務規定を定めるものとする。

	<p>2 質疑応答・意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関、事業者の責務と比較すると、市民の責務だけが具体的に規定されており、監視の意味合いを強く感じるのではないかと。 ⇒現行条例では、「市民等(市内に住所を有するかに関わらず、実施機関が個人情報と保管しているすべての者)」に責務を規定している。改正条例では、「市民」と「市民等」を分け、それぞれに責務を規定しているため、差異が分かるよう具体的に規定している。 ・市民の責務について努力義務規定に変更することで印象が和らぐので、これで良いのではないかと。 ・責務規定は必要であると思うが、権利は条例に明記されない。改正条例第1条を「趣旨」から「目的」に変え、人権擁護という目的の記載をすべきである。 ⇒「趣旨」から「目的」への名称変更は可能である。 ・「目的」に変えるのであれば、条文の具体例が見たい。 ・基本的人権は擁護大切ではあるが、その中で個人情報がどのような取扱いを受けるかのほうが大事である。目的の記載はできれば入れるので良いのではないかと。 <p>3. 次回の継続審議項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ①目的に人権擁護に関する内容を規定できるか。(事務局が確認) ②条例案についての意見(審議会委員が確認) ③条例名の変更について ④改正条例の「市民の責務」について <p>4. 次回審議会の開催日程</p> <p>令和4年10月28日(金)13:30～</p>
会議資料	
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
その他	